

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の行動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活・活動を阻むものであるため、当事業所では、利用者の尊厳と権利を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束廃止に向けた意識を持ったうえで、利用者支援に努める。

また、サービス提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命・身体・権利を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を行わないこととする。

2. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、身体拘束等適正化検討委員会において検討を行い、身体拘束を行うことよりも、身体拘束をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、下記3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・家族への説明及び同意を得たうえで身体拘束を行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、必要最低限の身体拘束となるよう努める。

切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法が無いこと

一時性 身体拘束による行動制限が一時的なものであること

身体的拘束に該当する具体的な行為（虐待防止の手引き 厚生労働省作成より抜粋）

- (1) 車椅子やベッド等に縛り付ける
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- (3) 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえて行動を制限する
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

3. 身体的拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

身体的拘束の廃止及び適正化に向けて、虐待防止に関する協議と併せて「虐待防止・身体的拘束等適正化委員会」を設置する。

- (1) 委員会の委員長は事業所管理者とし、身体的拘束等の適正化のための担当者をサービス管理責任者とする。
- (2) 委員会の構成メンバーは、身体的拘束等の適正化のための担当者、各事業所代表、その他必要と認める者とする。
- (3) 虐待防止に関することや、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。
- (4) 委員会は、年1回以上開催する。また、不適切な身体的拘束等が行われたと判断された場合、適宜開催する。
- (5) 委員会の審議事項等
 - ・身体的拘束等廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
 - ・身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
 - ・身体的拘束等を実施した場合の解除の検討
 - ・身体的拘束等の適正化に関する職員全体へ意識啓発について
 - ・身体拘束等について報告された事例の集計と分析
 - ・その他身体拘束等に関する事項

4. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員その他の従業者に対して、身体的拘束等の適正化に向けて、利用者の人権を尊重したサービスの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とした職員研修を行う。
- (2) この指針の基づく研修は、年1回以上の研修に加え、新規職員採用時には必ず行い、研修の実施内容については記録を残すものとする。

5. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

身体的拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと。

また、事業所内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこと。当該報告を受けた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い、実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は、利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り報告を行うこと。

6. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人又は他の利用者の生命・身体・権利を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の方針のもと行う。

- (1) 3要件の確認
切迫性・非代替性・一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認し、安易な支援方法としての身体拘束を選択しない。
- (2) 身体拘束の取り扱い
要素を検討・確認したうえで身体的拘束を行うことを選択した場合は、担当職員個人の判断で行わず、事業所管理者、サービス管理責任者の判断のもと行う。
また、身体拘束を行った場合は、必ず委員会において議題として取り上げ、適正化の検討を行う。
- (3) 身体拘束の内容の記録
身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な下記の事項を記載する。
 - ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
 - ・拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
 - ・拘束の時間帯
 - ・特記すべき心身の状況
 - ・拘束開始及び解除の予定
- (4) 利用者本人や家族に対しての説明
身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体的拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針については、誰でも閲覧できるように各事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

令和4年4月1日

身体拘束等の適正化のための規程

社会福祉法人 ワゲン福祉会
就労継続支援 A 型事業所
ワゲンの森相模原

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ワゲン福祉会（以下「本会」という。）が実施する福祉サービスの利用者に対して、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下身体拘束等という。）を行わないことを目的とする。

(身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第2条 身体拘束等は、利用者の生活の自由を制限し、利用者に身体的・精神的弊害を与え、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるため、身体拘束等を安易に正当化せず、全職員は身体拘束等廃止の意識を持ち、身体拘束等をしないケアに努め、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を禁止する。

2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、次の3要件をすべて満たす状態にあるか組織的に厳密に検討し、該当する場合のみ、利用者・家族への説明同意を得て、必要最低限の身体的拘束等を行う。その場合も利用者の態様や介護の見直し等により、身体拘束等の解除に向けて取り組む。

(1) 切迫性（利用者本人または第三者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）

(2) 非代替性(身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと)

(3) 一時性(身体拘束等が一時的なものであること)

3 身体的拘束等とは、利用者の意思に反して行われる、次の行動制限をいう。

(1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

(2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

(3) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む

(4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

(5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

(6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

(7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

(8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。

(9) 他人への迷惑行為を防ぐため、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

(10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

(11) 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。

(身体拘束適正化検討委員会)

第3条 身体拘束等を適正化することを目的として、身体拘束適正化検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。委員会は虐待防止委員会が兼ねる。

2 委員会の検討項目は次のとおりとする。

- (1) 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の状況、手続、方法の確認
- (2) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (3) 委員会に報告された事例を集計し分析すること(事例分析は身体拘束等の発生時の状況分析・身体拘束等の発生原因・結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること)
- (4) 報告された事例及び分析結果について全職員に周知徹底すること
- (5) 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること
- (6) 身体拘束適正化に関することの全職員への指導及び研修の実施
- (7) 身体拘束等に関する規定等の見直し

3 委員会の検討内容については、会議終了後、個人情報に関するものを除き、全職員に周知を行う

(身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針)

第4条 全職員に対し、身体拘束適正化のため、基本方針の確認・身体拘束等の弊害・身体拘束等の具体的行為・緊急やむを得ない場合の手続・報告された事例及び分析結果などの研修を、年1回以上実施する。また、新規採用時には、必ず研修を実施する。研修の実施にあたり、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した「研修実施報告書」(様式1)を作成する。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

第5条 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、次の手順に従って実施する。

- (1) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、委員会を開催し、身体拘束等を行うことを選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の3要件をすべて満たす状態であることを検討し確認する。
- (2) 本会の管理者は、要件を満たす状態であることを確認し、身体拘束等を行うことを選択した場合は、身体拘束等に至った経緯、理由、目的、内容、拘束時間または時間帯、期間等を検討する。なお、利用者の心身の状況が急変し、委員会を開催できない場合、委員会の関係者を中心に在席する職員で検討し対応するとともに、経緯を記録し事後速やかに委員会に報告し承認を得る。

- (3) 委員会は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、利用者や家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間または時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明・同意書」(様式2)で、詳細に十分な理解を得られるよう説明し同意を得る。また、身体拘束等の同意期限を越え、なお身体拘束等を必要とする場合は、事前に利用者や家族と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。
- (4) 身体拘束等を実施した直後から、身体拘束等の早期解除に向けて、身体拘束等の必要性や方法を、常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には、直ちに身体拘束等を解除する。この場合には、実際に身体拘束等を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとる。この結果は、利用者や家族にも報告する。

(身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針)

第6条 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」(様式3)に記録しなければならない。記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに、逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員、法人、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録はサービス完結の日から5年間保存し、行政の指導監査の際に提示する。

(利用者等に対する規程の閲覧に関する基本方針)

第7条 規程は誰でも閲覧できるよう事業所に備え置くとともに、本会ホームページにも公開する。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針)

- 第8条 本会は、基本的な考えに基づき、常に利用者の立場に立ったケアを実現するため、可能な限り身体拘束等を行わないための工夫に努める。
- (1) 利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を行う。
 - (2) 身体拘束適正化のため、利用者本人と家族にとってよりよいケアについて話し合い、身体拘束等を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考える。

附則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

研修実施報告書

報告日	年 月 日 ()
事業所名	
担当者	
研修概要	研修名 <input type="checkbox"/> 虐待防止研修 <input type="checkbox"/> 身体拘束防止研修
実施日時	年 月 日 () : ~ :
実施場所	
実施目的	
研修内容	<input type="checkbox"/> 実施要項添付 <input type="checkbox"/> 資料添付 <input type="checkbox"/> その他() 参加人数 名
研修目標	
研修結果および 効果	
研修課題および 改善	

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明・同意書

1. あなたの状態が次の①から③をすべて満たしているため緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束を行います。
 - ① 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
 - ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
 - ③ 一時的性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的である
2. ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

個別の状況による拘束の必要な理由									
身体拘束の方法 (場所・部位・内容)									
拘束の時間帯または時間									
特記すべき心身の状況									
拘束開始及び解除の予定	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">時から</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時まで</td> <td></td> </tr> </table>	月	日	時から		月	日	時まで	
月	日	時から							
月	日	時まで							

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

事業所名

代表者氏名

印

記録者

印

上記の件について、説明を受け、同意しました。

年 月 日

(利用者・家族) 氏 名

印

(利用者の後見人等) 氏 名

印

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

利用者 _____ 様

日時	日々の心身の状況等の 観察・再検討結果	カンファレンス 参加者	記録者(サイン)

